

PDF issue: 2025-02-23

## 第二次世界大戦前後の日本における台湾出身者の定 住化の一過程 : ライフコースの視点から

### 黄,嘉琪

(Citation)

海港都市研究, 3:129-141

(Issue Date)

2008-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

https://doi.org/10.24546/81000036

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000036



# 第二次世界大戦前後の日本における台湾出身者の定住化の一過程 ――ライフコースの視点から――

黄 嘉 琪 (Huang Chiachi)

#### I 問題の所在と目的

第二次世界大戦が終わった翌年の1946年、GHQは引き上げを円滑に行うという目的で、「朝鮮人・中国人・台湾人の登録に関する覚書」を作成した。その統計によれば(表1)かつての「帝国臣民」である在日台湾出身者(15,906人)の出身地への帰還希望率は8割であった。しかし、実際には1948年7月の調査によると在日台湾出身者は依然として9割以上(14,064人)が残っていた(表 2)。なぜ、それほど多くの台湾出身者が日本に残っていたのか。小論はこのような台湾出身者の日本定住化につながる諸要因についてライフコースの視点から検討する。

表 1 「朝鮮人・中国人・台湾人の登録に関する覚書」による在日外国人登録者数

1946年3月18日現在	登録者数	内帰還希望者	比率
中華民国人	14,941	2,372	16%
台湾人	15,906	12,784	80%
朝鮮人	647,006	514,060	79%

(単位:人)

出典:「朝鮮人・中国人・台湾人及び本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿児島又は沖縄県に 有する者の登録令」(1946 年 3 月 13 日、厚生・内務・司法共同省令一)

表 2 終戦後、台湾出身者・中国大陸出身者の人数表

	1945.11.1	1946.3.18	1947.9	1948.7 末	1952.1 末
台湾出身者	25,291	15,906	*10,994	14,064	
(在大阪)		(2,967)	(2,774)	(2,976)	(2,896)
(在兵庫)				(3,149)	
(在神戸)			(3,000)		(3,346)
中国大陸出身者		14,941	*18,938	20,418	
(在大阪)		(1,221)	(1,773)	(1,656)	
(在兵庫)				(3,710)	(1,787)
(在神戸)			(3,818)		(4,255)

(単位:人)

凡例:「\*」は1947年10月1日の数値

出典:『日本統計年鑑』、『日本華僑社会の研究』、『引揚援護の記録』、『外国人の取り扱い』のデータに基づき、筆者作成。

これまで、戦後直後の在外台湾出身者に関しては、とくに日本在住の台湾出身者の数が最も多かったため、さまざまに論じられてきた。とりわけ国籍問題が議論されてきた。1945年8月15日から1952年4月28日サンフランシスコ講和条約が発効されるまで、日本本土は連合軍の占領下の状態にあったが、台湾の主権の帰属は、ヤルタ会談以降日本の支配から離れることになった。その結果、日本の「帝国臣民」に51年も編入されていた台湾出身者には、日本の敗戦によってまず国籍変更の問題が生じた。そのため、中華民国国民党政府の発行した公文書に基づく研究が特に顕著である。たとえば湯熙勇は、米・英・蘭政府の在外台湾出身者国籍復籍に対する反応について論じている[湯2005]。そのなかで中華民国国民党政府がその時まだ敗戦後の日本政府と講和条約を締結しておらず、台湾の主権が、正式には移譲されていなかったため、英・米政府は在日台湾出身者が中華民国国籍を回復したことに同意できなかったと指摘している。実際、在外台湾出身者の国籍は、1945年8月15日以降すぐに日本国籍から中華民国国籍へ転換したのではない。中華民国国民党政府は、在外台湾出身者の国籍を中華民国国籍へ転換したのではない。中華民国国民党政府は、在外台湾出身者の国籍を中華民国国籍(法的地位)は不安定なものになった。

では、実際に生活している生活者は国籍変更をどのように体験したのか。なぜ、日本に残ることになったのか。これまでの研究では、台湾出身者の日本定住化につながる諸側面は明らかにされていない。そこで、本稿では戦前・戦時から日本に在住している台湾出身者を取り上げ、歴史的・社会的変化の中で、どのような位置におかれ、どのような経験から日本に残ることになったのか、生活者の視点から解明する。

#### Ⅱ 分析方法と調査対象者

以上のような状況にあった在日台湾出身者を、小論ではライフコース、とりわけ移動という視点から考察する。ライフコースとは、「個人が時間の経過の中で演じる社会的に定義された出来事や役割の配列のことである」[Elder:1974]。すなわち、ライフコースは人間の一生にわたる経歴の変動過程であり、これらの経歴は相互に関連し合っている。つまり本稿で取り上げる定住化の過程が、社会的および歴史的な文脈において、彼らの人生経験や経歴と関係あると考えられる。したがって、このライフコースの視点から、戦前・戦時や終戦直後の社会的・政治的変動と個人の人生経験と結びつけながら考察する。

本稿では、歴史的資料と個人のライフ・ヒストリー調査を照らし合わせながら考察する。 とくに、「就労」の目的で戦前・戦時に来日し、現在阪神地域に住んでいる台湾出身者の 事例分析を行い、エリート層ではなく社会を支える労働者の視点から、議論を展開する。 調査者は阪神地域に在住している台湾出身者 18 人に聞き取り調査を行った。彼らのプロフィールは表 3 の示すとおり、1917 年から 1927 年に台湾で生まれ、現在 80 歳から 90歳である。「日本化」を目指す植民地教育を初等教育から受け、終戦以前に渡日した。男性(15人)はすべて就労の目的で戦前もしくは戦時中に日本に来たのに対し、女性(3人)は在日台湾出身者が本国に戻って見合いをした後、その配偶者として渡日した。

日本における台湾出身者の定住化を説明する前に、1920年代生まれの世代的特徴を説明しておこう。1895年から1945年の終戦まで台湾は日本の植民地であり、台湾総督は敬神尊皇、国語推進、生活改善などの社会強化運動を推し進めていた。たとえば、公共の集会場所で、「神棚」を設置したうえに、集会するときは「国歌」の斉唱と神宮ないしは皇居に遥拝することが要求されていた。1937年に日中戦争の勃発をきっかけに、「皇民化」

名前	出生	来日時期	来日年齢	性別	配偶者	結婚年 (年齢)	来日の目的	場所 *
S.1	1917	1936	18 歳頃	男	台湾出身者	1940 (23)	就労	三宮
S.2	1921	1940	20 歳頃	女	台湾出身者	1940 (19)	婚姻	三宮
N.I.	1920	1939	19 歳頃	男	台湾出身者	1942 (22)	就学+就労	諏訪
R.1	1922	1939	19 歳頃	男	台湾出身者	1944 (23)	就労	大阪
R.2	1924	1944	19 歳頃	女	台湾出身者	1944 (20)	婚姻	大阪
H.J.	1922	1935	13 歳頃	男	日本人	1943 (22)	就労	東京
A.N.	1923	1939	16 歳頃	男	日本人	1944 (22)	就労	大阪
A.M.	1921	1942	21 歳頃	男	日本人	1945 (24)	就労	大阪
H.N.	1922	1939	19 歳頃	男	日本人	1944 (23)	就労	大阪
Н.	1919	1937	18 歳頃	男	日本人	1945 (26)	船員	大阪
T.D.	1922	1940	19 歳頃	男	日本人	1944 (22)	就学+就労	東京
K.I.	1919	1939	20 歳頃	男	日本人	1944 (25)	就労	大阪
N.M.	1923	1940	17 歳頃	男	日本人	1945 (23)	就労	熊本
S.B.2	1922	1940	19 歳頃	女	台湾出身者	1940 (19)	婚姻	大阪
S.S	1921	1939	19 歳頃	男	日本人	1947	就学+就労	諏訪
K.	1923	1941	19 歳頃	男	日本人	1944 (21)	就労	大阪
H.D.	1923	1941	19 歳頃	男	日本人	1945	就労	大阪
Y.J.	1927	1945	19 歳頃	男	日本人	1946	船員	九州

表3 調査対象者のプロフィール

凡例:「\*」は日本で最初に就労した場所。

運動が始まり、日本本土と同じように台湾出身者を「帝国臣民」にする「日本人化」が進んでいた。

一方、「国語」については、1933年に「国語普及10年計画」が進められ、各地で国語講習所が設置された。そして1937年4月以降、漢文の新聞が全面的に禁止され、1943年には、すでに80%の台湾出身者は「国語解者」(1943年朝鮮の国語解者は22.15%)となっていた[周1996]。「日本は居心地がいいから、ぜんぜん不自由しないよ。自分は日本人と思ったよ。だって、日本国籍だから」というH.D. さんとのインタビュー内容か

らもわかるように、植民地時代中葉に生まれた調査対象者にとっては、自分は日本人という意識がすでに定着していたと考えられる。

いままでの研究では、台湾から日本への移動は国際移動だと捉えられてきたが、調査対象者の証言から考えれば国境を越える意識は薄く、外地から内地へ、すなわち田舎から都会へと立身出世を夢見て、日本へ移動したと考えられる。

以下では、在日台湾出身者のインタビュー調査から定住化の一過程を戦前・戦時と終戦 直後にわけて分析した。その結果、次のような特徴が見えてくる。

#### III 戦前・戦時における日本定住化の諸側面

本節では、戦前・戦時の日本への定住化について、「帝国臣民」の戸籍、生活基盤の安定、 結婚経歴という三つの側面から調査対象者の証言に基づいて、検討する。

#### 1 「帝国臣民」の戸籍

#### (1) 台湾出身者の国籍

台湾出身者の戸籍を論じる前に、まず台湾出身者の国籍について説明する必要がある。約400年前の1624年、台湾はオランダの植民地になり、外部の人間による支配が始まった。1662年鄭成功がオランダ人を駆逐し、1683年に、台湾は清朝統治時代に入った。その後、日清戦争の敗戦に伴い、1895年台湾は日本の初植民地になった。終戦後の1945年、日本の敗戦に伴い、台湾は中華民国の領土になった。つまり、台湾出身者は時代に翻弄され、この400年来、自治が行われることなく、支配者の変更の経験を繰り返してきた。このように、国籍の変更に慣れているため、異民族の日本に支配されても、とくに下層労働者にとっては、ただの支配者の転換にすぎなかった点で、朝鮮半島と異なり痛感の亡国とは思われていないと考えられる。

#### (2) 日本植民地時代の戸籍

1895年台湾は日本の植民地になり、それにともない国籍が変更した。当然ながら日本国籍が法形式で強制付与されたが、「日本」人と同じ戸籍は付与されなかった。つまり地域間の転籍が制限され、相互の行き来は禁止された。たとえ外地人の台湾出身者が日本本土へ転居しても、内地の役所の戸籍には登録できず、寄留の形式が取られている。また、法律面の婚姻関係から考えれば、1920年以前、「内台共婚」は不法で、自由転籍どころか婚姻や養子縁組や認知などの措置が取られても、「本島人」の外地籍として「本土人」の内地籍に転籍することが許されなかったのである(1905年台湾戸籍令)。

1920 以降、「内台結婚」はようやく受理され、1932 年になって「内台共婚法」が実施され、

日本人の男性と在日台湾出身者女性の間の婚姻、養子、認知などによる身分法的変更が認められ、日本本土の家制度に編入することができるようになった。

そもそもこの戸籍法は支配者日本人と被支配者の台湾出身者を区別するため、支配秩序として機能を担っていた [幼方 2003:207]。しかし、戦時には、意図せざる結果として在日台湾出身者が徴兵されなくて済むという事態を生み出した。そこで台湾では 1942 年陸軍志願制度、1943 年海軍志願制度、1944 年徴兵制度が施行されて、台湾在住の台湾人は徴兵されることになった。戸籍の所在地の台湾実家へ帰れば、徴兵される可能性が十分あり、むしろ日本に残った方がよいと思われたのである。

日本の旧国籍法は、出生地主義と違い、血統主義によるため、国籍と戸籍は不可分の関係にある[幼方 2003:207]。植民地となった台湾の台湾出身者は日本国籍に変更されたが、内地人との混淆を避けるため、内地籍と外地籍との間に相互移籍が認められなかった。日本人妻との結婚によって、入夫により日本の家制度に編入して、戸籍を換えることも出来るが、戸籍を換えること自体、徴兵につながる、というデメリットが発生するため、婚姻届を提出したが、入夫という形で日本の「家」の戸籍へ入ったケースは少なかった(インタビューした男性対象者のうち、12人は日本人女性と結婚したが、すべて入夫しなかった)。

#### 2 生活基盤の安定

調査対象者は植民地教育の経験で、日本語ができ、日本文化に慣れていたため、日本で就労することは困難ではなかった。台湾出身者に比べれば、中国大陸出身者は日本語で意思疎通が困難なため、日本人の会社で働くケースが少なかったので、いわゆる「三刀」(料理人、理髪師、仕立て屋)という高い日本語能力がいらない仕事についていた。このことは1924年主要職業別在日中国人人口の表(表 4)から裏付けられる。つまり在日中国人においては貿易外の雑業関係者等の職人の構成比率が高いことが分かる。それに対し、台湾出身者は、賃金条件がよい職場(たとえば軍事工場、インタビューした15人男性のうち、14人は軍事工場で就労経験があった)に就労することができた。そのため生活基盤の安定が確保された。また、「日本人は年寄りと14、15歳の見習生ばかりで、仕事ができないし残業もしない。台湾出身者は仕事が良くできているから社長に可愛がられている。給料はよかった」という K.I. さんへのインタビューからもわかるように、日本の若い男性の不在で、日本社会の労働力の空白を埋めるという社会的役割も期待されていた。

合計	営業者		労 働 者		その他	
16,529	(小計 3,823)		(小計 5,911)		(小計 6,790)	
	貿易商	680	料理職人	1,509	学生	921
	呉服行商	1,302	理髪職人	1,956	銀行、会社、	
	雑貨行商	196	仕立て職人	465	商店員	1,381
内 訳	傘行商	208	藤細工業	152	無職の家族	4,307
	料理営業	255	ペンキ職人	105	その他	181
	理髪営業	227	土方・仲仕人夫	960		
	飲食店営業	120	僕・婢	362		
	裁縫業	100	その他	402		
	その他	740				

表 4 主要職業別在日中国人人口統計表(1924年現在)

(単位:人)

出典: [過放 1999:52]、筆者加筆。

#### 3 結婚経歴

結婚経歴の有無は台湾出身者の日本の定住化につながる一因だと考えられる。まず、日本人との結婚にはどのような状況があるのか、結婚経歴を歴史・社会時間と関連づけて、考察する。

聞き取り調査によると、ほとんどの調査対象者は戦時に結婚した。インタビューした男性 15人のうち、12人が「帝国臣民」<sup>1</sup>の段階で日本人女性と結婚している。「どうやって台湾人女性と結婚するの。ぜんぜんいなかったのよ」という A.M. さんからの証言からもわかるように、当時、日本へ渡航した人の中には、成年期の独身男性が主であり女性の台湾出身者が少ないため、日本人女性と結婚するほうが多かった。

日本人との結婚には、見合い結婚のケースがよくみられる。例えば、T.D. さんの婚姻は隣組の組長が仲人になって縁を結んだ。「隣組の組長におばあちゃん(妻)を紹介しれもらった。彼女は組長の親戚。一週間後、組長の家で結婚式を挙げた。デートもしたことがないのに。戦争中だからね。そして組長が出してくれた結婚証明書を市役所へ届けたら、お酒1升を買う資格証明書をもらって、酒屋でお酒を買った。当時のお酒は贅沢なものですからね。お金があっても買えないものですよ」。

また同じ見合い結婚した A.M. さんの場合、結婚した日本人女性の父親は当時堺市で靴販売をしていたが、戦争が原因で材料が不足し、商売にはならなかった。この父親は自分の娘 (A.M. さんの妻)を自分より収入がよい「二等国民」である台湾出身者と結婚させた。エスニシティよりも実質の経済能力を重視したといえるだろう。

一方、台湾出身者にとっても日本人の妻と結婚したことによって、日本における「二等 国民」という不平等な地位から抜け出すことができ、かつ隣組の一員と認められ、お米の

<sup>1 1952</sup> 年 4 月 28 日の日華平和条約調印により台湾人は公式的に日本国籍から離脱した。

配給をもらうことができる利点があった。「市役所から証明をもらって、米屋さんへ米を買いに行く。一日三食分2合7石。日本人と同じように配給をもらっている」という H.D. さんからのインタビューからもわかるように、配給において、日本人と同じ配給をもらっている。

このように、組長に紹介されたり、見合い結婚したりするケースがよくみられる。当時は日本人男子がほとんど戦場へ行っている一方、在日台湾出身者男子は軍需工場に就労しており、戦場へ行くことが免れると考えられていたからである。厚生労働省統計情報部によれば、1940年の平均婚姻年齢においては、夫の初婚の年齢は29.0歳であり、妻は24.5歳である。一方、調査対象者の女性は19~20歳で、男性は22~26歳で結婚しており、平均年齢よりかなり若く結婚を経験したと考えられる。20代前半の日本人男性が不足しているという戦時下の状況が在日台湾人男性の結婚を早め、日本への定住につながった。

以上みてきたように、日本の植民地教育および日本語の習得という教育経歴や、戦時の経済的背景および雇用市場の変化といった社会的条件が、調査対象者の個人のライフコースにおける婚姻経歴や就労や生活基盤の安定化などの出来事と深く関わり、日本への定住化を促進したと考えられる。また、日本の旧国籍法は「法制度の形式的平等と実質的不平等の矛盾をカバーする方法」[幼方 2003:207] として、台湾戸籍の日本戸籍への「転籍」を禁止していたため、日本へ移動した台湾出身者の戸籍が移転地である日本に存在していないため、この植民地支配の不平等な法律の「おかげ」で、在日台湾出身男性の多くは命拾いしたといえよう。

#### IV 終戦直後における日本定住化の諸側面

本節では、終戦直後の台湾出身者の日本定住化につながる諸側面を、それを形づくった 要因または背景と調査対象者の証言を関連付けながら整理してみたい。その諸側面を子細 にみると、それはまた大きく三つに大別して説明できる。以下は社会変動の影響、日本で の経済的活動、家族関係の拡大、という三つの側面にわけて説明する。

#### 1 社会変動の影響

ここでは、日本の社会変動と台湾の社会変動にわけて、説明する。

- (1) 日本における社会変動
- (a) 「中華民国国籍」と「戦勝国」人としての特権

まず、最初の特権は、配給の獲得である。戦後の食糧不足が原因で、連合国人及び中立国人、無国籍人に対して食糧の特別配給制度(Special Food Rations for Foreign Nationals 特配)が実行されたが、台湾出身者は連合国の国民と定義されなかったため、そのままでは配給を受けることができない立場におかれた。また 11 月 3 日に出された指令には、台湾人及び朝鮮人は、軍事上の安全を脅かさない限りにおいて、解放された人民として取り扱われるが、必要な場合には敵国人として取り扱われるとある²。つまり、台湾出身者は連合国の国民として扱われないどころか、敵国人として見なされる危険性があった。在日台湾出身者は特配をもらうため、中国領事館へ登記を行い、中華民国国民となり、はじめて「僑民登記証」が発行されたことにより、特配のための「糧食加配証」が華僑総会によって交付された。このような状況で、いままで日本の植民地教育をうけて「国語」である北京語も話せない彼らは、その大多数が「中華民国」国籍を選択したのである。「あのとき、食べ物があれへん。配給がないと生きられない。お金があってもものを買えない」という K.2 さんの証言からわかるように、戦後の混乱の中では配給の獲得はきわめて重要であったため、在日台湾出身者にとって「中華民国」国籍は生活のために必要不可欠と考えられていた。

また、終戦直後、連合国国民は特典を享受した。たとえば、無賃乗車、税金優遇、治外法権などがある。「華僑総会から発行された僑民登記証を見せれば、ただで乗らせてくれた。阪神、近鉄、市電。よく買出しに行くときに乗った」(K. さん)。このように、「敗戦国」の「帝国臣民」から「戦勝国」の連合国国民の一員になり、特権を享受した。

#### (b) 持ち出しの制限

戦後各地が物質の足りない状態で、GHQは、インフレーションを懸念し、引揚者の持ち出しの制限を課した。せっかく日本で稼いだのに、それを台湾へ持って帰ることができなくなった。もともと下層労働者の彼らは、台湾へ戻っても生活基盤がないため、帰国を思いとどまらざるをえなかった<sup>3</sup>。

#### (2) 台湾における社会変動

#### (a) 在外台湾出身者の引揚活動に対する中華民国国民党政府の無関心

戦後、台湾側の中国国民党政府は台湾出身者の引揚の救援活動に無関心な態度を示した [何 2001]。そのことを示す新聞記事によると日本から台湾に戻ってきた 16 名の台湾出 身者の証言では、台湾出身者の引揚者は日本で餓死にいたる状態であったにもかかわらず、

<sup>2</sup> この指令は Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan であり、米国国立公文書館に所蔵されている。また、同資料は国立国会図書館にもマイクロフィッシュとして複製、所蔵されている。

<sup>3</sup> たとえば、通貨1,000円、荷物250ポンド(約113kg)以上の持ち出しが制限された。詳しくは[引 揚援護庁長官官房総務課記録係編:1950]を参照。

台湾側の政府は積極的に支援を行わなかったという。彼らは自力で 1945 年 10 月 17 日、佐世保から沖縄へ貨物船で密入し 23 日に台湾に戻ったという(『民報』1945 年 10 月 27 日の記事による)。このように、在外台湾出身者の引揚活動に対する台湾側の政府の無関心には批判の声が寄せられている。

#### (b) 中華民国国民党政府支配下での「台湾出身者」の地位低下

前述したように、終戦直後の在日台湾出身者の15,906人のうち、終戦後の1948年7月にはまだ14,064人が残っていた。日本敗戦後、台湾の統治権は中華民国に移ったが、北京語が話せない上に、君が代や教育勅語を暗記し、かつて「敵国臣民」であった在日台湾出身者は当時の中国国民党政府の官僚や軍人に蔑視され、依然として「二等国民」の地位におかれた。そして、「二・二八事件」が発生し、中国国民党政府による暴力強権の支配が一層エスカレートし、一部の被害を受けた台湾出身者が密かにまた日本に渡った。

また、戦後の台湾出身者は「国語(中国語)が理解できない」との理由で、公務員の仕事から排除された。李によると 1946 年の長官公署の統計からわかるように、役人の 327人のうち(簡任待遇)、台湾籍の役人はたった 0.82%しか存在しておらず、推薦待遇の 2,639人の役人のうち、台湾籍の役人は 6.63%しかいなかったのである。また 1946年7月6日の民報によると「台南法廷に勤務している裁判官の妻は台南法廷検察拠の書記官長になり、検察拠出席検察官の妻は書記官になっている。台中法廷の職員はほとんど台中法廷長の親戚であり、この法廷の職員の半分以上の 50名は法廷長の親戚である」と書かれていた。したがって、台湾へ戻っても就業面においては中国人から排除され、給料面においては不合理的な待遇を受けていた。李暁峰によれる、それは日本殖民時代より厳しい待遇であったという [李 1993]。

#### (c) 台湾のインフレーションと高失業率

戦後、中国の内戦のため、台湾の多くの物質が中国へ送られたのが一つの要因となり、インフレーションが起こった。1946年と比べると 1947年白砂糖は 21.33 倍に、塩が 6 倍に、茶は 8.1 倍に価格が跳ね上がった。戦後台湾の人口は約 600万人いるが 1946年の失業人口は 45万人もいる[李 1993]。失業率 7.5%という高い数字が示しているように、日本にいる台湾出身の下層労働者が台湾へ帰っても不景気のため、仕事を容易に見つけることができない。このことは、「一旦帰った。でも天皇の御真影が蒋介石の肖像画に替わっただけ。国民党の天下だ。物価もめちゃくちゃ。卵、朝の値段と夜の値段が違う。日本から帰ってきた人は、日本人と思われ、みんな痛い目に遭わされたよ」という S.S. さんの証言からもわかるように、戦後の台湾では社会的に不安定な状態にあった。

#### 2 日本での経済活動

終戦直後、国に属した軍事工場はすぐに閉鎖したわけではなかった。軍事用の部品から 民生品へとつくる品物がかわったが、「終戦後、戦前働いていた海軍工場で三年も勤め続 けていたよ。ただし軍備品はもう作らなかった。民生品ばかり作っていた。たとえば鍋と かさあ。」(A.M. さん)とあるように、工場は継続していた。また、戦後の混乱期に際して、 「物質が乏しいとは感じたことがない。お金があれば買えるよ。担ぎ屋もやったことがあ る。よく九州へ買い出しへ行っていた。少しお金がたまった」という N.I. さんとのイン タビューからもわかるように担ぎ屋でお金をもうけた事例もみられる。

このように、経済活動は戦後においても衰えることはなく、新しい仕事をみつけて、貯蓄をしていった。また、終戦前に貯めた貯金を資本金として、経営者(たとえば N.I. さんの靴屋、H.D. さんの石鹸屋、A.M. さんの中華料理屋など)になるものも現れた。戦前の経済活動が戦後の経済活動の基盤を作っていたといえるだろう。

#### 3 家族関係の拡大

1945年3月13日、アメリカ軍による大阪への爆撃が行われた。大阪市内各地は猛火に包まれ、焼けてしまった民間の家が各地であった。日本人妻の実家が戦火で焼けてしまい、妻の両親と兄弟が在日台湾出身者の家に避難して一緒に生活することになった事例もある。

「昭和20年2月結婚した。3月13日大阪大空襲で、嫁の実家が焼けてしまったので、住むところがなかった。結局、私は嫁のお父さん、お母さん、弟、妹を呼んできて一緒に住むことになった。家賃はすべて私が払っていた。私の給料のほうが高かったから。」(A.M. さん)。

また、戦前・戦時に結婚し、終戦前後に新しい家族の成員が生まれたケースも多かった。このことを裏付けるかのように、1947 年 11 月の統計 (表 5) では、14 歳未満の在日台湾出身者の数は 18 歳以上の在日台湾出身者男性の数の三分の一に相当する。14 歳未満で働きに来ることはなく、彼らは日本で生まれた子どもたちと考えられる。したがって、単純に計算すれば、在日台湾出身者男性の 3 人に 1 人は子どもを作ったことになる。

表 5 六都府県における台湾出身者年齢別人口構成(東京、兵庫、神奈川、大阪、京都、長崎) (1947年11月末日現在)

				(1011   1	(1)1/CH OUT.)
出身地別	満 18 歳以上 の男子	満 18 歳以上の 女子	満 14 歳 以 上、18 歳 未満	14 歳未満	合計
台湾出身者	5,159	2,991	674	1,649	10,473

(単位:人)

出典: (内田 1949)

「当時、別にずっと日本に残ると思わなかった。ただもっとお金を貯めてから帰ると思った。なにより日本で稼いだほうがお金を貯めやすいですからね。台湾より倍。しかし、貯めても、貯めても足りないですね。結局、子どもが次々と生まれてきたし、ついつい日本に残った」(A.M. さん)。

さらに終戦直後日本人と結婚した事例もあった。たとえば「僕は船員で日本にきた。結局、日本の港で終戦を向かえ、帰れなかった。中国から引揚者の娘と知り合って、結婚した。そのまま日本に残って食堂を開いて台湾に帰らなかった」という S.J. さんとのインタビューからもわかるように、戦前に続いて戦後日本で新しい家族ができたことが、日本の定住化につながった。

このように、当時の在日台湾出身者は言語上、生活習慣上すでに「日本人化」されており、台湾に戻っても実際に日本と戦った経験がある治台の中国人に蔑視されていた。また、 高失業率のため、日本に残ることを選択したケースもあった。

以上みてきたように、終戦前後の人生の発達段階では、職業経歴と新しい家族経歴が交錯することによって、終戦後、日本からの帰台を考えてもいい時期に、家族の形成や子どもの誕生に伴い、日本での定住という新しいライフステージに入ることになった。歴史の変動と家族時間のタイミングの交差によって、人生行路が変わったということができるであろう。

#### V まとめ

以上、国籍変更経験者のインタビューを元に、日本定住化の過程の実際のありようを検討してきた。最後に、いままで論じてきた定住化の生活的側面と政治的側面の特徴をまとめ、彼らのライフコースを歴史的脈絡あるいは社会変動と関連付けながら整理してみる。

第一に、就学期の植民地教育の経験は戦時の日本での就職に強く影響している。たとえば、植民地教育の経験で、日本語ができたことや日本文化に慣れていることが、渡日してから仕事を見つけることを容易にした。

第二に、ライフコースの年齢や社会的要因から考えれば、戦時調査対象者はほとんど成年期であっため、結婚して家庭を作ったことが日本への定住を促した。また、日本の若い男性の不在で、日本社会の労働力の空白を埋めるという社会的役割を果たした。さらに、労働者階級の日本人妻を戦後の台湾の中華民国へ連れて帰っても、うまく適応できないため、日本人妻との結婚は日本の定住につながったと考えられる。

第三に、在日台湾出身者は日本で安定した暮らしがあったため、国籍変更をしても特配

のメリットがあり、日本にとどまることに不便は生じなかった。

第四に、戦後の国際情勢が、日本への定住に大きく作用した。その場合に重要なのは、 敗戦後の日本において中華民国の国籍を得たことで「戦勝国」人として特権を享受できた ことともに、戦後の台湾が中国国民党支配におかれたため、「在日台湾出身者(本省人)」 である彼らにとっては、帰台によってむしろ社会的地位が低下し、生活も不安定になると いう、一種のパラドックスが存在した。

このような歴史的時間の新しい展開のなかで、ライフコース上での経歴や役割移行の相 互関連において、彼らは自身の人生行路の軌道修正を迫られ、日本での定住化が促進され た。

以上、証言をもとに、第二次世界大戦前後の在日台湾出身者の定住化の一過程を考察してきた。小論では、日本に定住した台湾出身者のインタビューから定住化の要因を探ってきたが、もちろん日本に適応できずに帰台した台湾出身者の証言についても別稿で論じる必要があるだろう。このような調査対象者の制約から、本稿で説明する事例は小規模であるため、さらに調査を進めるとともに、次回は調査対象者の渡日の背景について、研究課題としたい。

#### 参考文献

安藤由美 2003 『現代社会におけるライフコース』日本放送出版協会.

引揚援護庁長官官房総務課記録係編 1950『引揚援護の記録』引揚援護庁.

内田直作 1949『日本華僑社会の研究』同文館.

矢内原忠雄 1988 『帝国主義下の台湾』 岩波書店.

大久保孝治 1990「ライフコース分析の基礎概念」『教育社会学研究』46,53-70.

何義麟 2001「戦後在日台湾出身者之国籍変更与国家認同 ——以渋谷事件之考察為中心

――」2001 年度 財団法人交流協会日台交流センター歴史研究者交流事業報告書 過放 1999 『在日華僑のアイデンティティの変容』東信堂.

許淑真 1987「新華僑の生成と日本華僑社会の変容」『摂大学術』 B(5):25 - 42.

許淑真 1995「日本における華僑受容の変遷-日本華僑史研究方法試論」『20 世紀アジア の国際関係Ⅱアジアに対する日本』原書房.

厚生労働省統計情報部 2005『人口統計資料集』(2005年度版).

鴻山俊雄 1979『神戸大阪の華僑』華僑問題研究所.

総理府統計局編 1949『日本統計年鑑』.

周婉窈 1996「從比較的觀點看台灣與韓國的皇民化運動 (1937-1945 年」 張炎憲・李筱峰・

戴寶村編『台灣史論文精選(下)』、允晨出版社 161-201.

- 松本邦彦 1996 『GHQ 日本占領史——外国人との取り扱い』日本図書センター
- 湯熙勇 2005「国籍回復とそれをめぐる争い——戦後在外台湾出身者の国籍問題 (1945 48)」『阪神華僑の国際ネットワークに関する研究』研究代表者王柯,平成 14 年度 平成 16 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (A) (1) 研究成果報告書).
- 幼方直吉 2003 「在日朝鮮人・中国人の帰化と家制度」大日方純夫編著『民族・戦争と 家族』吉川弘文館、196-237.
- 李筱峰 1993 『島嶼新胎記』 自立晚報社.
- Elder, G. H., Jr, 1974, *Children of the Great Depression:Social Change in Life Experience*, The University of Chicago Press. (本田時雄ほか訳『大恐慌の子どもたち――社会変動と人間発達』明石書店, 1986).
- Kerr, G. H., 1965, Formosa Betrayed, Boston (陳栄成訳『被出賣的台湾』前衛出版社,1992).

(神戸大学大学院文化学研究科)